

## 第8章 仮設焼却炉等

### 第1節 予防対策

---

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性及び必要能力や機種等を把握する（短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討する）。

### 第2節 応急対策

---

処理量の見込みを精査し、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数、設置場所を決定する。関係部署と協議し、仮設施設設置に必要となる各種届出申請書類を作成し、工事発注作業を進める。

また、工事により施設設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、分別の徹底、焼却炉の発熱量の確保、テント設置により雨水混入の防止等、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

### 第3節 復旧・復興対策

---

仮設焼却炉の解体・撤去にあたっては、関係法令を遵守し、労働基準監督署など関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討する。

## 第9章 路上廃棄物の除去、損壊家屋等の解体撤去

### 第1節 予防対策

#### 1 未来まちづくり部等と連携した組織体制の事前検討

大規模災害が発生した場合、崖崩れ等による土砂、その土砂による家屋倒壊、それらが路上に災害廃棄物として散乱する等の被害が発生する。この対応にあたっては、環境部と未来まちづくり部等の綿密な連携が必要である。

大規模な災害が発生した場合の災害廃棄物処理の体制については、次の体制で連携することとする。

図表 98 主な災害廃棄物と統括局

種類	被災現場		運搬	仮置場		運搬 以降
	掘削	積入		分別	積込	
民地がれき (一般廃棄物)	環境部統括		環境部統括			
道路がれき (一般廃棄物)	未来まちづくり部統括					

※災害復旧事業の適用を受ける場合は、統括局所管の補助金を活用する

#### (参考) 平成26年8月豪雨による広島市での土砂災害における広島市の対応

- ◎初動対応は、土砂災害であったため土木部局主体で実施した。土砂に家屋倒壊等の廃棄物が混入し、がれき混じり土砂として災害廃棄物処理するという整理に至るまでに時間を要したため、環境部局が主体となって処理を行う体制を構築するまでに発災後10日程度を要した。
- ◎がれき混じり土砂の収集、仮置場までの運搬、仮置場での選別については、土木部局が主体となって実施し、環境部局は家庭内の被災ごみ収集を行う一環で土嚢袋等も回収した。仮置場の受入れ以降の処理については、環境部局が主体となって実施した。

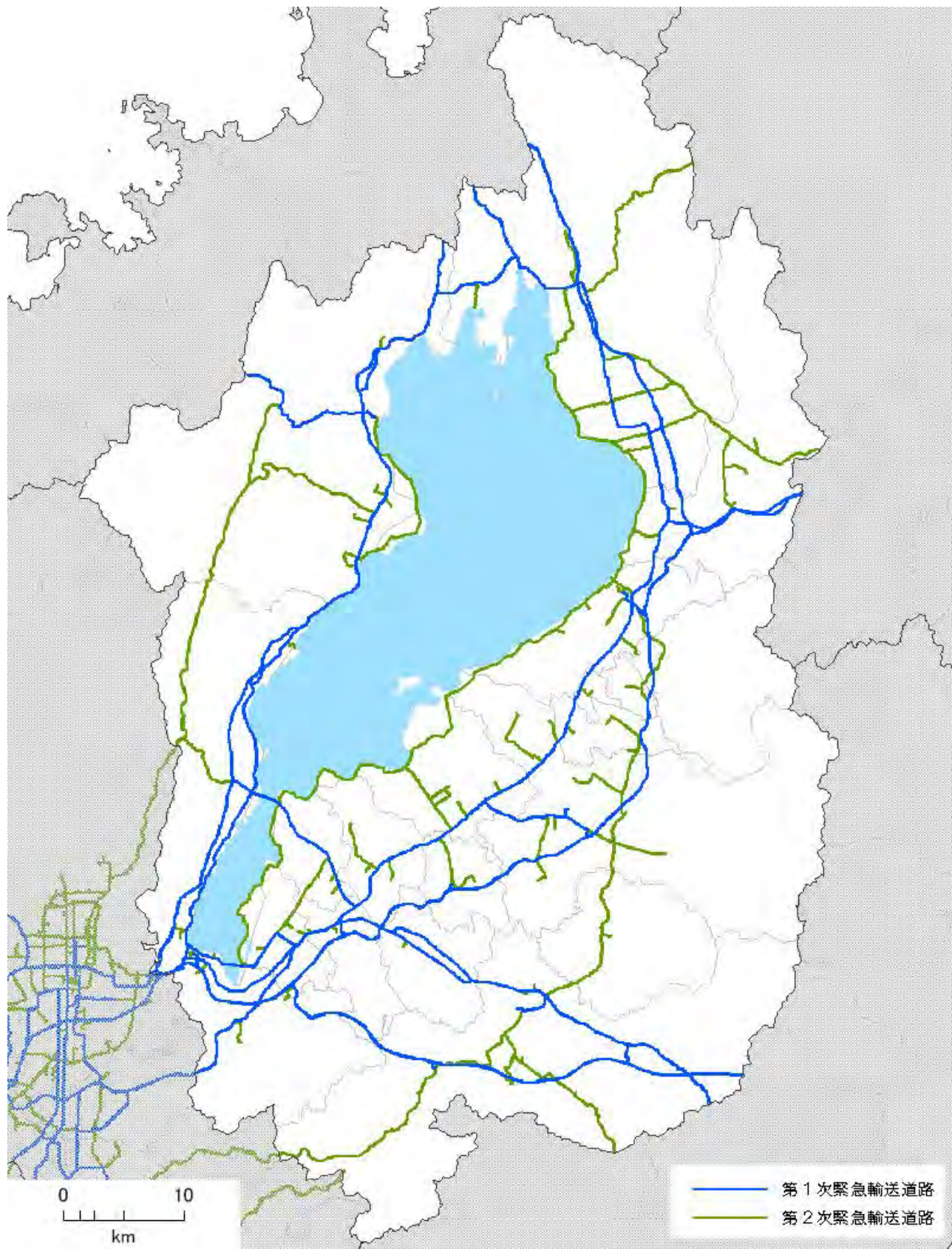
(資料) 平成27年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書(平成28年3月 環境省中国四国地方環境事務所)

#### 2 収集運搬ルートを選定

平時の段階で、仮置場候補地や収集運搬の重要ルートについて、道路担当部署と協議の上、発災時に自衛隊・警察・消防等に対して提示できるように、図面(台帳等)を作成しておく。

なお、道路啓開活動については、大津市地域防災計画に定める緊急輸送道路を優先して実施する。

図表 99 緊急輸送道路ネットワーク 計画設定路線



(資料)平成 27 年度大災害発生時における近畿ブロックでの広域的な災害廃棄物対策調査検討業務報告書(平成 28 年 3 月 環境省近畿地方環境事務所)

## 第2節 応急対策

### 1 路上廃棄物の除去等

路上廃棄物の除去は、緊急輸送道路を優先するとともに人命を優先した上で、未来まちづくり部と連携し、通行上支障があるものや倒壊の危険のある建物を優先的に除去する。

路上廃棄物の除去については、未来まちづくり部が統括となり、必要に応じて環境部が仮置場等の情報提供等の協力を行う。

### 2 損壊家屋等の解体撤去

#### (1) 損壊家屋解体・撤去の原則

損壊家屋等の解体撤去等については、通行上支障がある災害廃棄物の撤去、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体する。

損壊家屋の解体によって発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理基地の確保や処理処分に関する情報を提供する。なお、平成16年度に被災者生活再建支援法が一部改正され、被災者個人が居住関係経費（建替え、補修に係る解体経費他）の支援を受けることができる制度が創設されている。

#### (2) 公費解体制度

災害の規模や状況によっては、公費負担制度について国と協議する。

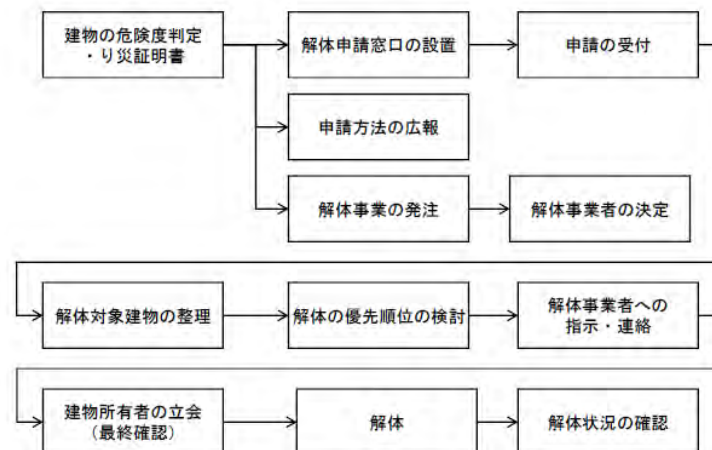
##### ①公費解体制度の広報と解体申請の受付

公費解体制度が設けられた場合は、広報紙等により公費解体等の広報を実施するとともに、解体申請書類を固定資産評価証明書等と照合し、受け付けを行う。なお、事務の円滑化を図るため、地理情報システム等の導入を検討する。

##### ②解体撤去計画の策定

損壊家屋等については、危険性・公共性に配慮するとともに、環境保全に留意して解体撤去を計画的に行う必要がある。参考として、倒壊家屋等の解体撤去実施フローを以下に示す。

図表 100 倒壊家屋等の解体撤去実施フロー



(資料) 災害廃棄物対策指針 (環境省)

### ③解体撤去作業の実施

建物の解体撤去については、所有者等の申請に基づき、現地調査による危険度判定や所有者の意志をふまえて優先順位を決定する。

解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体撤去の優先順位を指示する。

損壊家屋の解体撤去と分別にあたっての留意点については、環境省の定める災害廃棄物対策指針【技術資料】技1-15-1を参考とする。

図表 101 損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項

○災害廃棄物対策指針【技術指針】技1-15-1

平成26年3月31日作成

「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の方針が出されている。

#### 【指針の概要】

- (1) 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。
- (2) 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
- (3) 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

#### 【作業・処理フロー】

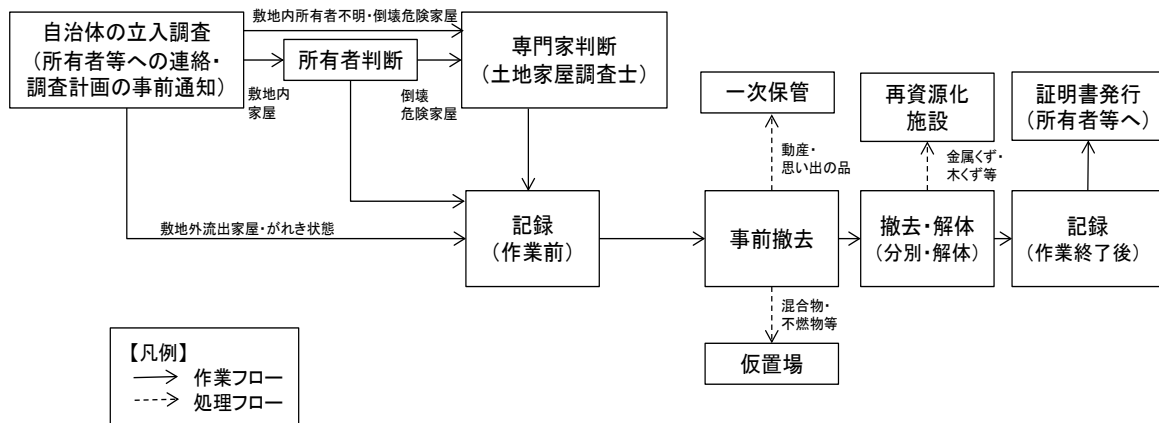


図 地方公共団体及び関係者の作業フロー及び廃棄物処理フロー

**【留意点】**

- ・可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。
- ・一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- ・撤去・解体の作業開始前および作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- ・撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- ・廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

**第3節 復旧・復興対策**

---

解体前調査で石綿の使用が確認された建物を解体する場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき必要な手続きを行い、石綿を除去し、適正に処分する。

## 第10章 分別・処理・再資源化

### 第1節 予防対策

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減するとともに処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに、下表にある留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。

図表 102 災害廃棄物の種類ごとの処理方法・留意事項等

種 類		処理方法・留意事項等
可燃物	分別可能	家屋解体廃棄物、畳・家具類は木材等を分別し、再資源化する。塩化ビニル製品は再生利用が望ましい。
	分別不可	脱塩・破砕後、埋立て等する。
混合廃棄物		有害廃棄物や危険物を優先的に除去し、再資源化が可能な木くず、コンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、さらに土砂の分離後、破砕・選別（磁力選別、比重差選別、手選別など）を行う。
廃タイヤ類		火災等に注意のうえ、破砕（チップ化）し、燃料等として再資源化する。
コンクリートがら		破砕・選別し、土木資材等として再資源化する（路盤材、埋立材、骨材等）。
木くず		破砕、選別、洗浄等を実施し、再資源化する（製紙原料、燃料チップ等）。
金属くず		有価物として売却する。
廃畳		破砕後に焼却処分する。 畳は自然発火による火災原因となりやすいため、高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
廃家電	家電リサイクル法対象製品	破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡して再生利用する。
	その他の家電製品	携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電子レンジ等の小型家電リサイクル法の対象物については、同法の認定業者に引き渡して再生利用する。
廃自動車等・廃船舶		廃自動車は、自動車リサイクル法に基づき再生利用する所有者または自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す。 廃船舶は、FRP船リサイクルシステム等により処理する。
石綿含有廃棄物		石綿含有廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・適正処理困難物		飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。
腐敗性廃棄物		水産加工品などの腐敗性の強い廃棄物は、可能な限り早い段階で焼却する。また、焼却処分までに腐敗が進行するおそれがある場合には、緊急的な措置として、消石灰の散布等を行う。
貴重品・思い出の品		貴重品については警察に引き渡す。位牌・アルバムなど所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

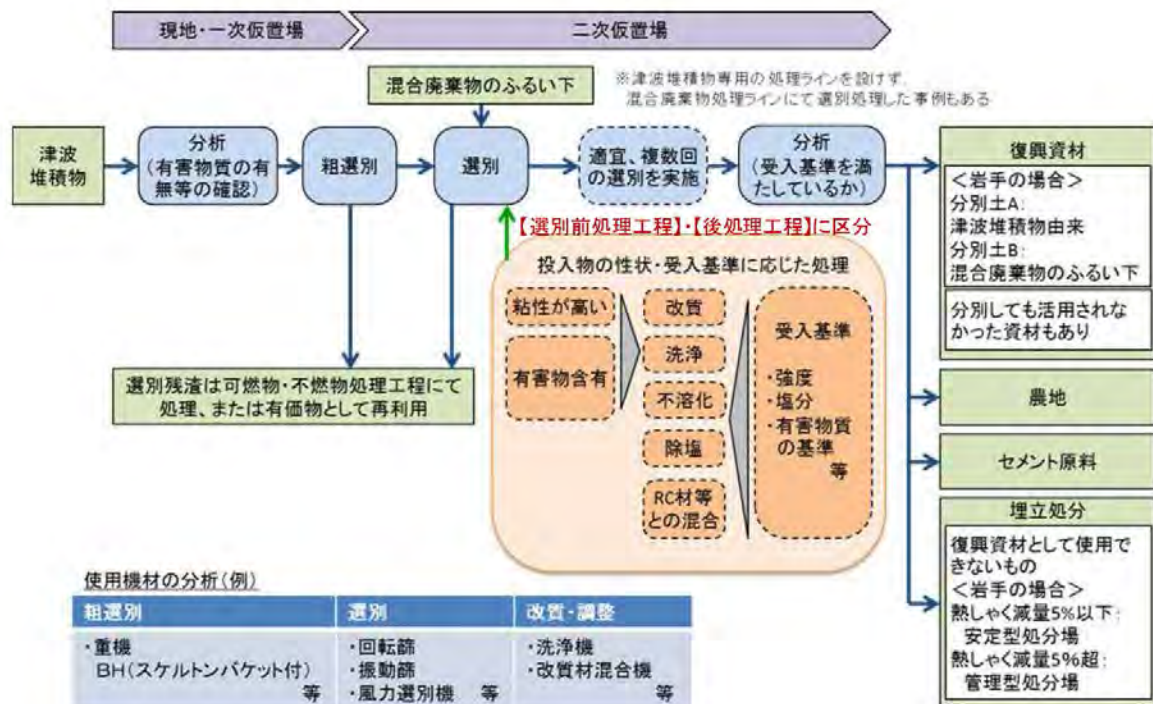
（資料）災害廃棄物対策指針（環境省）を基に作成

## 第2節 応急対策

災害応急対応時においては、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。

その際、各仮置場での分別方法は、一次仮置場では粗選別のみ、二次仮置場では最終処理・処分・再生利用を見据えたより詳細な選別が求められ、選別の方法や機器についても一次仮置場と二次仮置場で異なってくる。

図表 103 東日本大震災における災害廃棄物の処理工程



(資料) 第4回大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会資料 (平成27年10月)

なお、廃棄物の腐敗等への対応を講ずる。害虫駆除や悪臭対策にあたっては、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。

また、緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置時での分別・保管を行う。

さらに、水産廃棄物を含む腐敗性廃棄物が大量に発生した場合、冷凍保存されていないものから優先して処理する。水産加工品は、プラスチックや紙などの容器類も付随しており、これらはできる限り分別する。発生量が多く、腐敗が進むような場合の緊急な対応として、

- ①石灰 (消石灰) の散布や段ボール等による水分吸収で公衆衛生確保を実施する。
- ②実態・必要性を把握後、原則として焼却処分を実施する。



### 第3節 復旧・復興対策

---

復旧事業等において、再生利用製品の活用が望まれることから、再生利用製品の品質・安全性に配慮した分別・処理を行う。

再生利用の実施にあたっては、種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

## 第11章 最終処分

### 第1節 予防対策

本市が保有する廃棄物最終処分場は、下表のとおりである。

最終処分場が不足する場合は、広域的に処分を行う必要があるため、経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等の活用も含めて検討する。

最終処分場の埋立終了区域は、災害廃棄物、再生利用予定のコンクリートくず等の一時的保管場所としての利用を検討する。

図表 104 市内の廃棄物最終処分場

名称		所在地	規模等	汚水処理	供用/完了時期	電話番号
北部廃棄物最終処分場	既設	〒520-0363 大津市伊香 立下龍華町 815-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立面積 16,000㎡</li> <li>埋立容量 149,500㎥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50㎥/日 回転 円板生物処理 +高度処理</li> </ul>	昭和60年5月 供用開始— 平成10年1月 埋立終了	598-2532
	増設1期	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立面積 9,000㎡</li> <li>埋立容量 45,000㎥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設</li> </ul>	平成10年1月 供用開始— 平成13年4月 埋立終了	〃
	増設2期	〒520-0525 大津市小野 地先	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立面積 14,600㎡</li> <li>埋立容量 188,200㎥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設 50㎥/日 接触 ばっ気生物処理 +高度処理</li> </ul>	平成13年4月 供用開始	〃
大田廃棄物最終処分場	第1期	〒520-2261 大津市大石 曾束町字大 田1092	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積 74,000㎡</li> <li>埋立面積 19,200㎡</li> <li>埋立容量 225,600㎥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>130㎥/日 接触 ばっ気生物処理 +高度処理</li> </ul>	平成6年8月 供用開始	546-4223
	全体	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積 255,000㎡</li> <li>埋立面積 110,000㎡</li> <li>埋立容量 1,425,000㎥</li> </ul>		〃	〃
最終処分場 (中町)		〒520-2263 大津市大石 中六丁目5-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立面積 22,000㎡</li> <li>埋立容量 222,000㎥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>200㎥/日 回転 円板生物処理 +高度処理</li> </ul>	昭和58年11 月供用開始— 平成6年8 月埋立終了	
最終処分場 (淀町)		〒520-2262 大津市大石 淀三丁目 17-22	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立面積 49,000㎡</li> <li>埋立容量 340,300㎥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>380㎥/日 接触 ばっ気処理+ 高度処理</li> </ul>	平成6年8月 供用開始— 平成26年3月 埋立終了	

### 第2節 応急対策、復旧・復興対策

再生利用や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、実際の処分予定量に応じた最終処分場先を確保する。

最終処分場の受入可能量に基づき、計画的に搬送を行う。最終処分場の確保が困難な場合、県へ支援を要請する。

住民が直接廃棄物を最終処分場に搬入する場合は、受入手順を周知・広報する。

## 第12章 広域的な処理・処分

### 第1節 予防対策

災害廃棄物の広域処理のために、県及び近隣自治体と連絡体制や手順について、情報共有や訓練を実施する。また、発災後の迅速な対応のため、契約書等の様式類を常備する。

本市の廃棄物処理施設においては、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きをあらかじめ定めるとともに、広域処理について、受援体制と支援体制の両面から体制を検討する。

広域連携の体制としては、中部地方環境事務所及び近畿地方環境事務所が設置するブロック協議会において、広域連携による災害廃棄物処理行動計画（災害廃棄物中部ブロック広域連携計画第二版（平成29年2月）、近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画（平成29年7月））が策定されている。

### 第2節 応急対策、復旧・復興対策

本市において、計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、広域処理を検討する。

広域処理が必要と判断した場合には、協定に基づき県と協議のうえ、実施に向けた調整を行う。

県から支援要請があった場合は、処理施設の稼働状況等から受入れの可否、受入れ可能量等の検討を行い、速やかに報告する。

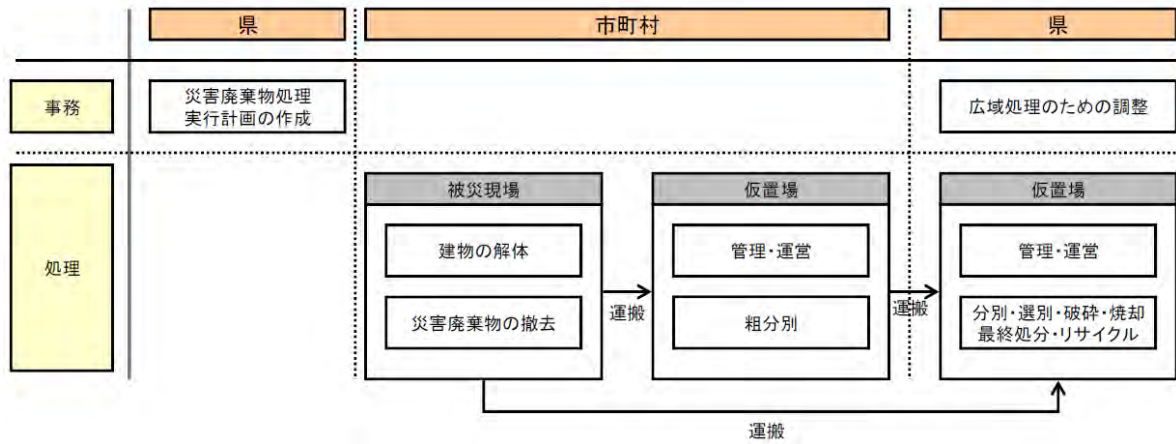
支援（委託処理）を行う場合は、市町間で受入手続きを行うとともに、必要に応じ受入施設の周辺住民等に対し説明を行い、合意形成を図る。

### 第3節 事務委託

災害により甚大な被害を受け、災害廃棄物処理が困難となった場合、地方自治法に基づいて県に事務の委託等を要請する。

なお、災害廃棄物処理が困難な場合で、災害対策基本法が定める要件に該当する場合、国に災害廃棄物処理の代行を求める。

図表 105 市町村と県の役割(県が事務を受託した場合の例)



(資料) 災害廃棄物対策指針 (環境省)

## 第13章 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

### 第1節 予防対策

平時より、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携しながら、厳正な保管及び災害時における対策を定める。

また、P R T R（化学物質排出移動量届出制度）やP C B保管等事業所等の情報を収集し、有害物質の保管場所等の位置をリスト化、地図化し事前に整理しておく。

図表 106 有害廃棄物、処理困難物の発生源となるおそれのある施設

○ P R T R届出事業所
○ ガソリンスタンド
○ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（水質汚濁防止法）
○ ばい煙発生施設のうち有害物質を排出するもの及び揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法）
○ 病院
○ 危険物取扱施設等（消防法）
○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出のある施設
○ アスベスト使用施設

図表 107 有害廃棄物、処理困難物処理の留意点

種 類	取扱の留意点
畳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破砕後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。</li> <li>・ 畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。</li> </ul>
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。</li> </ul>
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。</li> <li>・ 建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。</li> <li>・ バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。</li> </ul>

種 類	取扱の留意点
石綿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した建物等は、解体または撤去前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。</li> <li>・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。</li> <li>・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含む恐れがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。</li> <li>・解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。</li> </ul>
漁網	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。</li> </ul>
漁具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。</li> </ul>
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平常時に把握している業者へ処理・処分を依頼する。</li> </ul>
P C B 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P C B 廃棄物は、市町村の処理対象物とはせず、P C B 保管事業者に引き渡す。</li> <li>・P C B を使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にP C B 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。</li> <li>・P C B 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、P C B 廃棄物とみなして分別する。</li> </ul>
トリクロロエチレン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分に関する基準を越えたトリクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。</li> </ul>
危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県LPガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など）</li> </ul>

（資料）災害廃棄物対策指針（環境省、P2-45、表2-3-1を編集）

\* P R T R 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれがある特定の化学物質について、環境中への排出量や廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を集計・公表する仕組みであり、計 462 物質が第一種指定化学物質として届出対象とされている。また、対象物質のうち、発がん性、生殖発生毒性及び生殖細胞変異原性が認められるものとして 15 物質が特定第一種指定化学物質に指定されている。

大津市内のPRTR届出事業所とPCB保管等事業所は以下のとおりである。

図表 108 PRTR業種別届出事業所数（特定第一種指定化学物質）

業種	届出数	排出・移動量 (kg(ダイオキシン類はmg-TEQ))
プラスチック製品製造業	1	1,116
窯業・土石製品製造業	2	43,225
金属製品製造業	1	0
医療用機械器具・医療用品製造業	1	25
下水道業	2	5
燃料小売業	34	417
一般廃棄物処理業※	7	0
合計	48	44,787

※ごみ処分業に限る。

\* 四捨五入により1kg以上の排出・移動量の事業所を集計しており、各業種の合計は市の合計に一致しない場合がある。

\* ■は届出数又は排出・移動量が最大であることを示す。

※排出年度：平成26年度

環境省PRTRインフォメーション広場より抽出

図表 109 PRTR物質別届出事業所数（特定第一種指定化学物質）

物質名	届出数	排出・移動量 (kg(ダイオキシン類はmg-TEQ))
エチレンオキシド	1	25
カドミウム及びその化合物	7	0
六価クロム化合物	7	0
ダイオキシン類	9	5,464
鉛化合物	10	36,925
砒素及びその無機化合物	8	6,305
ベンゼン	41	417
ホルムアルデヒド	1	1,116
合計	84	44,787

\* 四捨五入により1kg以上の排出・移動量の事業所を集計しており、各業種の合計は市の合計に一致しない場合がある。

\* ■は届出数又は排出・移動量が最大であることを示す。

※排出年度：平成26年度

環境省PRTRインフォメーション広場より抽出

図表 110 PRTR業種別届出事業所数（第一種指定化学物質）

業種	届出数	排出・移動量 (kg(ダイオキシン類はmg-TEQ))
繊維工業	1	1,580
化学工業	2	84,440
プラスチック製品製造業	3	509,972
ゴム製品製造業	1	1,833
窯業・土石製品製造業	4	82,361
金属製品製造業	2	14,400
一般機械器具製造業	1	6,750
電気機械器具製造業	3	159,928
精密機械器具製造業	1	1,400
医療用機械器具・医療用品製造業	1	25
下水道業	2	4,796
燃料小売業	37	7,531
一般廃棄物処理業 <sup>※</sup>	7	162
自然科学研究所	1	16,637
合計	66	891,815

※ごみ処分業に限る。

\* 四捨五入により1kg以上の排出・移動量の事業所を集計しており、各業種の合計は市の合計に一致しない場合がある。

\* ■は届出数又は排出・移動量が最大であることを示す。

※排出年度：平成26年度

環境省PRTRインフォメーション広場より抽出



図表 111 PRTR物質別届出事業所数（第一種指定化学物質）

物質名	届出数	排出・移動量 (kg(ダイオキシン類はmg-TEQ))
亜鉛の水溶性化合物	7	960
アセトニトリル	1	1,334
2-アミノエタノール	1	3,200
アンチモン及びその化合物	3	660
EPN	7	0
エチルベンゼン	35	104
エチレンオキシド	1	25
エチレンジアミン	1	40
塩化第二鉄	4	22,200
カドミウム及びその化合物	7	0
キシレン	39	4,575
銀及びその水溶性化合物	3	0
クロム及び三価クロム化合物	7	3
六価クロム化合物	7	0
シマジン	7	0
クロロベンゼン	1	19,950
クロロホルム	1	1,398
エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	1	0
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	2	11,130
無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	7	0
チオベンカルブ	7	0
四塩化炭素	7	0
1,4-ジオキサン	8	890
1,3-ジオキサラン	3	5,292
1,2-ジクロロエタン	7	0
塩化ピロリデン	7	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	7	0
D-D	7	0
ジクロロベンゼン	1	33,160
HCFC-225	1	6
塩化メチレン	9	82,500
ジビニルベンゼン	1	0
N,N-ジメチルアセトアミド	3	104,820
N,N-ジメチルホルムアミド	2	335,070
水銀及びその化合物	7	0
セレン及びその化合物	7	0
ダイオキシン類	9	5,464
ジスルフィラム	1	14
テトラクロロエチレン	7	0
チウラム	8	61
テレフタル酸	1	8
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	7	6
1,1,1-トリクロロエタン	7	0
1,1,2-トリクロロエタン	7	0
トリクロロエチレン	8	11,200
1,2,4-トリメチルベンゼン	37	3,967
1,3,5-トリメチルベンゼン	31	2,190
トルエン	39	26,448
鉛化合物	10	36,925
ニトロベンゼン	1	30,000
砒素及びその無機化合物	8	6,305
フェニレンジアミン	1	4,700
フェノール	1	15,000
フタル酸ジノルマルーブチル	1	160
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	1,500
ふっ化水素及びその水溶性塩	8	105,132
ノルマルーヘキサン	34	4,470
ベンゼン	41	417
1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	1	0
ほう素化合物	9	10,268
PCB	7	0
ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキ	1	0
ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エス	1	10
ホルムアルデヒド	1	1,116
マンガン及びその化合物	7	809
メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート	2	3,600
モリブデン及びその化合物	1	0
りん酸トリトリル	1	98
りん酸トリフェニル	1	96
合計	526	891,815

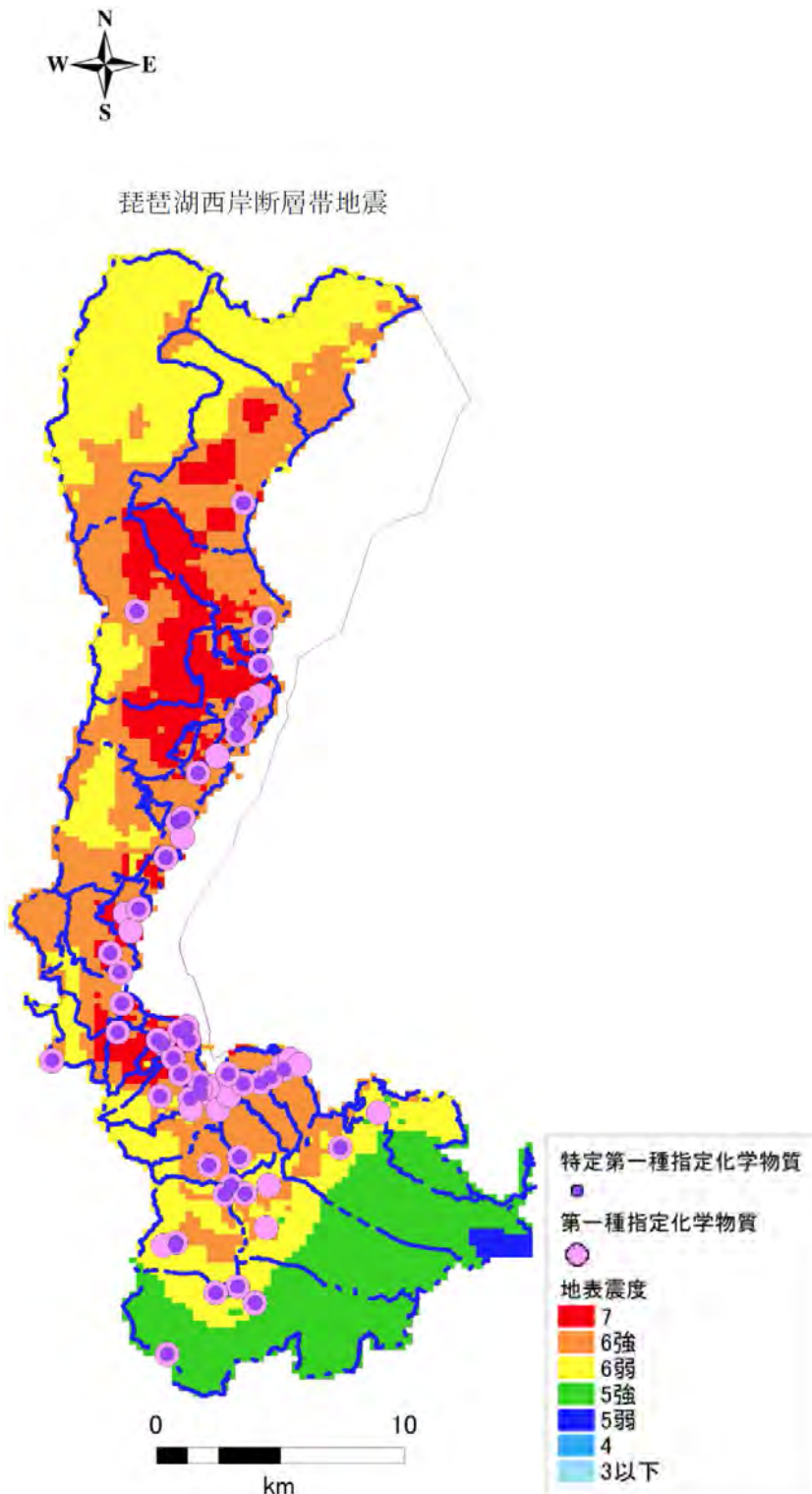
\*四捨五入により1kg以上の排出・移動量の事業所を集計しており、各業種の合計は市の合計と一致しない場合がある。

\*■は届出数又は排出・移動量が最大であることを示す。

※排出年度：平成26年度

環境省PRTRインフォメーション広場より抽出

図表 112 PRTR届出事業所と震度分布図



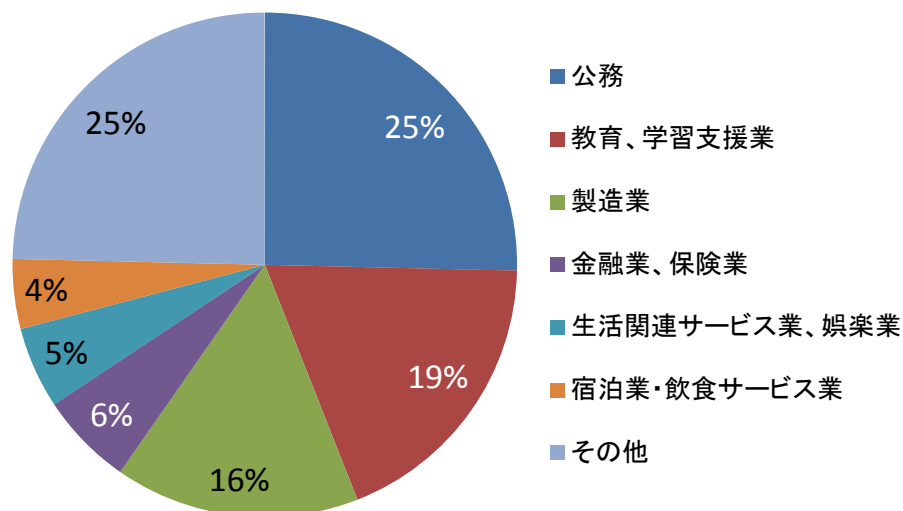
(資料) PRTR届出事業所：環境省PRTRインフォメーション広場  
地震震度：滋賀県被害想定結果

図表 113 P R T R届出事業所

事業所	事業所の所在地	主たる業種	特定第一種指定化学物質	第一種指定化学物質	滋賀県被害想定	
					琵琶湖西岸断層帯地震	花折断層帯地震
株式会社伊藤佑 スーパーセルフ大津真野	大津市真野6丁目1773	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6弱
株式会社伊藤佑 スーパーセルフ日吉台	大津市木の岡町47-23	燃料小売業	○	○	震度6弱	震度6弱
株式会社伊藤佑 セルフステーション南郷	大津市平津1丁目20-10	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
株式会社伊藤佑 セルフステーション瀬田	大津市月輪2丁目8-1	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
株式会社伊藤佑 セルフステーション石山	大津市栗津町2-68	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
株式会社伊藤佑 セルフステーション竜が丘	大津市竜が丘4-2	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
株式会社曉精工所	大津市堅田2丁目1番5号	窯業・土石製品製造業	○	○	震度7	震度6弱
株式会社コメリ コメリホームセンター堅田店	大津市今堅田2丁目881番地1	燃料小売業		○	震度6強	震度6弱
伊丹産業株式会社 セルフ堅田給油所	大津市本堅田3丁目13番8号	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6弱
伊丹産業株式会社 堅田北給油所	大津市堅田5丁目23番3号	燃料小売業	○	○	震度7	震度6弱
株式会社西日本宇佐美 161号湖西給油所	大津市和邇今宿舟木375-3	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6弱
東洋紡株式会社 総合研究所	大津市堅田二丁目1番1号	自然科学研究所		○	震度7	震度6弱
大津市 水再生センター	大津市由美浜1-1	下水道業	○	○	震度7	震度6弱
日本黒鉛工業株式会社 石山工場	大津市唐橋町9番22号	窯業・土石製品製造業		○	震度6強	震度7
日本精工株式会社 大津工場	大津市晴嵐1-16-1	一般機械器具製造業		○	震度6強	震度6強
滋賀県 琵琶湖流域下水道湖西浄化センター	大津市苗鹿三丁目1-1	下水道業	○	○	震度6強	震度6強
三洋電機株式会社 ソーラー滋賀工場	大津市瀬田1-1-1	電気機械器具製造業		○	震度6強	震度7
株式会社島津製作所 瀬田事業所	大津市月輪1丁目8-1	精密機械器具製造業		○	震度6強	震度6強
新生化学工業株式会社 本社工場	大津市蓮池町6番12号	プラスチック製品製造業		○	震度6強	震度6弱
株式会社カナカ 滋賀工場	大津市比叡辻2-1-1	プラスチック製品製造業		○	震度6強	震度6強
株式会社アヤハディオ アヤハディオ堅田店	大津市衣川36-7	燃料小売業		○	震度6強	震度6弱
株式会社ベトロスター関西 大津レークサイド給油所	大津市皇子が丘3丁目8-25	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6弱
株式会社ベトロスター関西 石山寺給油所	大津市石山寺4丁目15-3	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
エヌワイ工業株式会社	大津市栗林町1-3	電気機械器具製造業		○	震度6強	震度6強
ルネサスセミコンダクターマニファクチュアリング株式会社 滋賀工場	大津市晴嵐二丁目9番1号	電気機械器具製造業		○	震度6強	震度6強
上原成商事株式会社 大津中央サービスステーション	大津市におの浜四丁目7-1	燃料小売業	○	○	震度7	震度6弱
ゼオンポリクス株式会社 大津事業所	大津市石居1丁目11番1号	ゴム製品製造業		○	震度6弱	震度6弱
上原成商事株式会社 瀬田サービスステーション	大津市一里山一丁目1-17	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
上原成商事株式会社 US国道大津サービスステーション	大津市秋葉台5-7	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
森正商事株式会社 南郷サービスステーション	大津市南郷1-5-8	燃料小売業	○	○	震度6強	震度7
森正商事株式会社 大石サービスステーション	大津市大石中3-2-18	燃料小売業	○	○	震度6弱	震度6弱
森正商事株式会社 田上サービスステーション	大津市黒津2-5-5	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
株式会社尾賀亀 エッソ浜大津給油所	大津市浜大津4丁目6-1	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
株式会社尾賀亀 エクスプレス大津給油所	大津市木下町18-27	燃料小売業	○	○	震度7	震度6強
日本黒鉛工業株式会社 瀬田工場	大津市栗林町5番1号	窯業・土石製品製造業		○	震度6強	震度6強
東レ株式会社 瀬田工場	大津市大江1丁目1番1号	医療用機械器具・医療用品製造業	○	○	震度6強	震度6強
シガメタル株式会社	大津市小野222番地1	金属製品製造業	○	○	震度6強	震度6弱
大津市 大津クリーンセンター	大津市大石中6丁目5番1号	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	○	○	震度6弱	震度5強
大津市 大津クリーンセンター最終処分場	大津市大石中3丁目17番22号	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	○	○	震度6弱	震度6弱
大津市 環境美化センター	大津市藤原上別保町785番地の1	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	○	○	震度6強	震度7
大津市 北部クリーンセンター	大津市伊香立北在地町272番地	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	○	○	震度6強	震度6強
電気硝子運輸サービス株式会社 大津構内給油所	大津市晴嵐二丁目堂ノ前260-2	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
株式会社エビケ 本社	大津市横木1-7-4	燃料小売業	○	○	震度6弱	震度6弱
株式会社エビケ 瀬田駅前給油所	大津市一里山1-14-4	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
大津市 第二南部不燃物処分場	大津市石山外指町字千原278-1	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	○	○	震度6弱	震度6弱
大津市 大田廃棄物最終処分場	大津市大石菅東町字大田1092	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	○	○	震度5強	震度5強
大津市 南部不燃物処分場	大津市石山内徳町字岩巻9-1	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	○	○	震度6弱	震度6弱
東レ・オペロンテックス株式会社 滋賀事業場	大津市園山1丁目1番2号	化学工業		○	震度6強	震度7
株式会社ENEOSフロンティア Dr. Driveセルフ瀬田西店	大津市瀬田6-79-1	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
陸上自衛隊大津野屯地	大津市際川1-1-1	燃料小売業		○	震度7	震度6弱
コスモ石油販売株式会社 セルフステーションBIWAKO	大津市下阪本5-6-18	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
コスモ石油販売株式会社 セルフステーション近江神宮前	大津市柳川1-6-8	燃料小売業	○	○	震度7	震度6弱
東レ株式会社 滋賀事業場	大津市園山一丁目1番1号	プラスチック製品製造業	○	○	震度6強	震度7
滋賀石油株式会社 Dr. Driveセルフ仰木店	大津市雄琴二丁目30-15	燃料小売業	○	○	震度7	震度6強
滋賀石油株式会社 Dr. Drive唐崎店	大津市唐崎一丁目32-1	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6弱
滋賀石油株式会社 Dr. Drive逢坂山店	大津市逢坂一丁目10-8	燃料小売業	○	○	震度7	震度6強
滋賀石油株式会社 Dr. Drive隣所店	大津市竜が丘1番12号	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
滋賀石油株式会社 Dr. Driveセルフ瀬田店	大津市菅野浦22-65	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6強
ミタニ滋賀株式会社 セルフイン堅田給油所	大津市本堅田3-10-16	燃料小売業	○	○	震度6強	震度6弱
ミタニ滋賀株式会社 セルフ大津給油所	大津市別保3-2-52	燃料小売業	○	○	震度6強	震度7
レーク大津農業協同組合 平野給油所	大津市平野1丁目17番27号	燃料小売業	○	○	震度6弱	震度6強
レーク大津農業協同組合 比良山口給油所	大津市木戸1485番2号	燃料小売業	○	○	震度7	震度6弱
日本電気硝子株式会社 大津事業場	大津市晴嵐二丁目7番1号	窯業・土石製品製造業	○	○	震度6強	震度6強
湖南精工株式会社 大津工場	大津市北大路2丁目1-30	金属製品製造業		○	震度6強	震度7
洛東化成工業株式会社	大津市関津4-5-1	化学工業		○	震度6弱	震度6弱
サイチ工業株式会社 大津事業部	大津市平野三丁目1-11	織造工業		○	震度6弱	震度6弱

環境省PRTRインフォメーション広場より抽出

図表 114 P C B保管等事業所に関する届出者の業種割合（平成 28 年 3 月現在）



図表 115 P C B保管等事業所数（平成 28 年 3 月現在）

廃棄物種類	保管中	使用中
変圧器(トランス)	19	5
コンデンサー(3kg以上)	27	3
コンデンサー(3kg未満)	16	0
柱上変圧器(柱上トランス)	0	2
蛍光灯用安定器	64	6
水銀灯用安定器	14	0
安定器(用途不明)	10	0
その他PCBを含む油	4	1
感圧複写紙	1	0
ウエス	12	0
計器用変成器	2	1
リアクトル	2	0
その他電気機械器具	37	15
その他	15	2

## 第2節 応急対策、復旧・復興対策

災害時の主な処理困難物について、標準的な保管・運搬・処理の方法を取りまとめた。災害時には、これらを参考として適切に対応する。

図表 116 処理困難物の保管・運搬・処理方法

処理困難物の種類	薬品類(毒物・劇物、有機溶剤等)	PCB 含有機器
主 な 発 生 源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者(工場、商店、病院)</li> <li>・公共施設 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者(工場、病院)</li> <li>・公共施設 など</li> </ul>
保 管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他のものと区別し、火気厳禁として取り扱う。</li> <li>・基本的に屋内保管とする。屋外の場合は防水性のビニールシートで全体(底面含む)を覆うことが望ましい。</li> <li>・有機溶剤は揮発性のものが多く引火しやすいため火気を避ける。</li> <li>・容器の破損(亀裂、ひび割れ、腐食、損傷等)の有無を確認し、流出の懸念がある場合は流出防止策を講じる。ただし、種類の異なるものは混合しないよう注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 特措法に基づく保管場所で保管する。</li> <li>・一時保管する際は屋内とする。</li> <li>・難しい場合は密閉性のある容器内で保管又はビニールシートで全体を覆う(底面を含む)等、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透等しないよう対策を行う。</li> <li>・破損や漏洩が見られる場合は、ドラム缶等の密閉性のある容器等に収納し、漏洩防止措置を講じる。</li> </ul>
運 搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の破損、転倒に注意し、ドラム缶等に密閉して運搬する。</li> <li>・毒物・劇物の場合は、運搬時には毒物及び劇物取締法に基づく対応が必要であり、表示等が必要となる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損・漏れのある機器は、次のような漏洩防止措置を講じた上で運搬する。</li> <li>✓密閉性のある容器に収納</li> <li>✓防水性のビニールシート等で機器全体を包装 など</li> </ul>
処 理 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベル等により内容物を確認する。</li> <li>・不明な場合は内容物を特定するための分析を行い、廃棄物処理業者に処理を委託する。</li> <li>・処理にあたっては、可能であれば消防署や保健所等、農業についてはJA や販売店、メーカー等に連絡し、対応や処理方法について確認する。</li> <li>・毒物・劇物の場合は、毒物及び劇物取締法にもとづいて対応する。保管時は管理者を定め保管庫に入れて施錠する等の対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 含有機器は所有者に引き渡すことを基本とするが、不明な場合は、濃度に応じて適切に処理する。PCB 含有の有無が不明な場合は、濃度確認のための試験を行う。</li> <li>・高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)、低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定施設や都道府県知事等許可施設で処理する。</li> </ul>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には発生元となる民間事業者で対応する。</li> <li>・毒物・劇物の種類によっては、有害ガスが発生するものがあるため、マスク等の保護具を着用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB 特措法にもとづき、適切に取り扱う。</li> <li>・PCB 廃棄物が付着したものは、汚染物として分析後、濃度に応じて適切に処理する。</li> </ul>

処理困難物の種類	腐敗性廃棄物	アスベスト
主な発生源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民家</li> <li>・民間事業者(工場、商店) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民家</li> <li>・民間事業者(工場、商店、病院)</li> <li>・公共施設 など</li> </ul>
保 管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生現場もしくはそれに近い場所で容器類の分別等を行う。</li> <li>・悪臭防止対策として、石灰(消石灰)や脱臭剤の散布を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者等のアスベスト暴露防止策を講じる。</li> <li>・アスベストの飛散を避けるため破碎しないようにする。</li> </ul>
運 搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散や悪臭が発生しないよう、ドラム缶等に密閉し運搬する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬時にフレコンバック等からのアスベストの飛散が生じないよう、運搬前に十分に点検する必要がある。</li> </ul>
処 理 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災現場で腐敗の進行状況を確認し、発生量が多く回収までに腐敗が進むような場合は、緊急的な対応として、石灰(消石灰)や脱臭剤の散布等を行い、公衆衛生を確保した後、焼却処理等を行う。</li> <li>・死亡獣畜については、「化製場等に関する法律」に基づいて化製場等で適正に処理する。農産物は被災状況に応じて焼却処理や最終処分を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散性アスベストは散水等の飛散防止措置を行い、二重梱包を基本としてプラスチックバッグや堅牢な容器等に詰め、管理型最終処分場で埋立処分を行う。</li> <li>・非飛散性アスベストは、フレコンバック等に詰めた後、安定型又は管理型最終処分場で埋立処分を行う。</li> </ul>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災では、海洋投入、埋立、焼却等により腐敗性廃棄物の処理が行われた。</li> <li>・水産系廃棄物を産業廃棄物最終処分場へ埋立処分した事例では、大量の汚水が発生し浸出水処理施設の処理能力を大幅に超えたため、排水処理能力の増強を図った。</li> <li>・水産系廃棄物の悪臭に困り、環境省告示第48号「緊急的な海洋投入処分を可能にする告示」の公布前に緊急避難的に埋設保管を行った事例もあるが、後日、埋設物を掘り出し、改めて焼却処理等を行った。</li> <li>・津波により米穀が保管倉庫等から大量に流出し、土砂等と混在した事例では、県内焼却施設及び最終処分場の余力不足のため、県外最終処分場で埋立処分を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストは、吸入することにより健康に悪影響を及ぼすことから、飛散防止措置を図るとともに、呼吸用保護具を着用するなど作業者等の暴露防止策を講じる。</li> <li>・アスベストの飛散を避けるため、取扱い時は破碎しないようにする。</li> <li>・アスベストの使用の可能性のある建物は、解体前にアスベスト事前調査を行い、解体・撤去にあたっては、他の災害廃棄物にアスベストが混入しないよう、適切に除去・分別されるようにする。</li> </ul>

処理困難物の種類	家電	自動車
主な発生源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民家</li> <li>・民間事業者(工場、商店、病院)</li> <li>・公共施設 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民家</li> <li>・民間事業者(工場、商店、病院)</li> <li>・公共施設 など</li> </ul>
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物・有害物に該当する電池、蛍光灯、カセットコンロ等は、他の廃棄物と区分して保管し、適切に処理する。</li> <li>・思い出の品に該当するパソコン、携帯電話、カメラ、ビデオ、HDD 等は別途保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法では、普通自動車の場合、囲いから3m以内は、高さ3m以下(2段積み)、その内側では高さ4.5m以下(3段積み)とされている。</li> <li>・一方で、所有者への返還を考慮し、可能な限り平積みとする。</li> </ul>
運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷崩れの防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災現場から仮置場までの撤去・移動では、下記の点に留意する。</li> <li>✓冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。</li> <li>✓電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。</li> <li>✓廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。</li> <li>✓電気自動車、ハイブリット車にはむやみに触らず、絶縁防具や保護具を着用して作業する。</li> </ul> <p>※出典:「災害廃棄物対策指針」</p>
処理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法対象品目のうち可能なものは、指定取引場所に搬入し平常時と同じ家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。家電リサイクル法対象外の家電製品についても、可能な限り平常時と同じルートでリサイクルを行う。</li> <li>・他の災害廃棄物と分別できない場合などリサイクル不可能なものは、廃棄物処理業者で処理を行う。</li> <li>・冷媒フロンが使用されている冷蔵庫・冷凍庫、PCB 使用の可能性があるエアコン及びテレビについては、専門業者に依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車については、基本的に大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づいて処理を行う。</li> <li>・自治体では、主に被災現場から仮置場までの撤去・移動を行い、ナンバープレートや車検証・車台番号等にもとづいて所有者確認を行う。</li> <li>・廃棄について意思確認を行い、所有者又は引取業者(自動車販売業者、解体業者)に引き渡すまで、仮置場で保管を行う。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫・冷凍庫には、食品等が入ったままの場合がある。仮置き時の腐敗による悪臭防止のため、中身を出しておく。</li> </ul>	—

処理困難物の種類	漁具・漁網	船舶
主な発生源	・その他(琵琶湖、河川の周辺)	・その他(琵琶湖、河川の周辺)
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛付の漁網は手作業で取り除き金属回収を行う。</li> <li>・浮等の異物を可能な限り除去する。</li> <li>・搬入時点で鉛混入が確認された場合は、鉛がないものと分別し、集積する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船体の FRP は破砕時にガラス繊維が飛び散るため、破砕機ではなく、放水しながらバックホウのカッター式アタッチメント等で破砕し、フレコンバックに集めて入れて搬出する(FRP 船リサイクルシステムを使わない場合)。</li> </ul>
運搬	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型船以外は現場で運搬可能な大きさにしてから運搬する。</li> <li>・燃料油の漏れに注意する。</li> </ul>
処理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛のない漁具・漁網は、粗破砕して細かくせん断し、リサイクル、焼却処理、埋立処分を行う。</li> <li>・鉛付き漁具・漁網は、手選別で鉛と網部分を選別し、鉛は金属回収し、その他は重機等で裁断、選別後、焼却処理或いは管理型最終処分場で埋立処分を行う。</li> <li>・鉛が練り込まれている漁具・漁網は、管理型最終処分場で埋立処分する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災船舶は、登録番号等により所有者を特定し、引取りについて意思確認を行う。</li> <li>・所有者不明の場合や所有者が引取りを行わない場合は、平時の処理ルートに基づき、船舶の素材に応じて委託販売店や廃棄物処理業者で引取り・処理を行う。</li> <li>・受入先の確保が難しい場合は仮置場で破砕後、可能な限り分別して処理を行う。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生量に応じて、絡まないよう他の災害廃棄物と分けて仮置場に搬入したり、専用の破砕機を使用したりするなど、できる限り効率的に処理を行えるようにする。</li> <li>・仮置場で処理する際は、鉛による汚染に留意する。</li> <li>・鉛はロープに編み込まれている場合があるため、鉛とロープへの分別に時間を要する。</li> <li>・鉛混入の有無が分からない場合は、鉛の溶出試験を実施する。可能であれば、鉛の編み込みの判断等において、地元の漁師等に協力を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災船舶の処理は所有者が行うのが原則であるが、「災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理」として被災自治体が処理する場合は国庫補助対象となる。</li> <li>・老朽船の場合、船内にアスベストや PCB 等有害物質が使用されている場合があるため、必要に応じて解体時に有害物質のスクリーニングや周辺環境を汚染しないための措置、作業員の健康被害を防ぐための措置を行い、適切に除去や処理を行う。</li> <li>・解体、選別前に、燃料、潤滑油、船底にたまった汚水等は抜いておくことが望ましい。</li> <li>・FRP 船の場合、資源化等が困難であることから、平時の処理ルート(一社)日本マリン事業協会による FRP 船リサイクルシステム)により処理することが望ましい。引取りに関しては各地域のマリーナ、委託販売店とされている。</li> </ul>



処理困難物の種類	消火器	ガスボンベ(LPガス、高圧ガス等)
主な発生源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民家</li> <li>・民間事業者(工場、商店、病院)</li> <li>・公共施設 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民家</li> <li>・民間事業者(工場、商店、病院)</li> <li>・公共施設 など</li> </ul>
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐食が進みやすい屋外や温度の高い場所での保管は避ける。</li> <li>・安全栓の有無、容器破損の有無を確認し、中身が漏れている場合は、周辺への漏洩を防止するため袋に入れる。</li> <li>・安全栓のない消火器は、飛散・漏洩しないよう上下レバー間のストッパーを立てて粘着テープで固定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バルブや容器の破損等の状況を確認し、ガスが入っている可能性があるかを確認する(不明な場合はガスが入っているものとして取り扱い、むやみに移動等させない)。</li> <li>・ボンベは、内容物によって本体の塗装色が定められているため、ボンベ色で内容物を確認する。</li> <li>・他の災害廃棄物と区別し火気厳禁として取り扱う。</li> <li>・ガスの種類ごとに保管する。</li> <li>・アセチレン、LPガス、二重殻容器のような液体を封入しているものは、原則立てて保管する。</li> <li>・内部温度上昇による爆発の危険性及び塩素ガスなどの有毒ガスや可燃性ガスの漏洩の危険性があるため、直射日光を避けるようテント内保管等を行う。</li> <li>・腐食が進まないようにパレットやシート等を敷設する。</li> </ul>
運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中身が噴射しないよう転倒防止措置等を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒等によるガス漏洩を防ぐため、衝撃を与えないように運搬する。</li> </ul>
処理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器は通常、一般社団法人日本消火器工業会が構築している「消火器回収システム」加盟販売店(特定窓口)が消火器を引き取り、メーカーでリサイクルを行う。(株)消火器リサイクル推進センターが問合せや特定窓口の照会に対応している。</li> <li>・(一社)日本消火器工業会ではPFOS含有消火器についても回収可能。</li> <li>・極度に変形している消火器や、容器内部に海水が残留している消火器(消火器を揺ると音がする)は、リサイクルできない。リサイクル可能か判断がつかないものは、(株)消火器リサイクル推進センターに問合せで産業廃棄物処理業者に委託する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス保安法に基づきクズ化し、容器として使えないよう処理を行う。</li> <li>・アセチレンガスボンベ、酸素ガスボンベ等、LPガス以外の高圧ガスボンベは、ガスの種類ごとに分別し、関係団体と相談の上、取扱専門業者に回収処理を依頼する。</li> <li>・破損のひどい物は早期に処理を検討する。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器のPFOS含有の有無は、一般社団法人日本消火器工業会HPで確認可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスボンベは財産権があるため、処理にあたっては予め公示等により放棄の手続きを行う。</li> <li>・混合廃棄物からバックホウにて粗選別する際の視認により、爆発事故を防止する。</li> </ul>

## 第14章 その他

### 第1節 思い出の品等

#### 1 予防対策

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールを検討する。

思い出の品等の取扱ルールとしては、思い出の品等の定義、持主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等が考えられる。

貴重品については、警察へ届け出る必要があり、あらかじめ必要な書類様式を作成することでスムーズな作業を図ることができる。

図表 117 思い出の品等の取扱ルール

回収対象	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
持ち主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥して保管
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡し可。

（資料）災害廃棄物対策指針（環境省）

#### 2 応急対策

平常時に検討したルールに従い、思い出の品及び貴重品の回収・保管・運営・返却を行う。

発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保する。貴重品については、警察に届け出る。必要な書類様式は平常時に作成したものを利用する。

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点を周知徹底する。

#### 3 復旧・復興対策

平常時に検討したルールに従い、災害応急対応時からの作業を継続的に実施する。

時間の経過とともに、写真等の傷みやカビなどの発生が考えられるため、清潔な保管を心掛ける。

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないような措置を行い、保護・保全に努める。

## 第2節 各種相談窓口の設置

---

### 1 予防対策

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、受付体制及び情報の管理方法を検討する。

### 2 応急対策

被災者相談窓口を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理する。

被災者から自動車・船舶などの所有物や思い出の品・貴重品に関する問い合わせ、発災直後であっても建物解体・撤去や基礎撤去の要望等が寄せられることが考えられる。その他、有害物質（石綿含有建材の使用有無など）の情報や生活環境への要望等が寄せられることも想定される。

### 3 復旧・復興対策

被災者等からの各種相談窓口での受付を継続する。事業所などの建物解体・撤去に関する相談が寄せられることが想定されるため、対処方針を決定し、対応する。

## 第3節 啓発・広報

### 1 予防対策

災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、平常時の分別意識が災害時にも生きてくる。このため、次の事項について市民の理解を得るよう日頃から啓発等を継続的に実施する。

- ① 仮置場への搬入に際しての分別方法
- ② 腐敗性廃棄物等の排出方法
- ③ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

### 2 応急対策

被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う際には、環境部が直接行うのではなく、啓発・広報したい事項について文案を作成し、市災害対策本部に依頼を行う。最終的には、広報担当部署が、広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などを通じて、啓発・広報を実施する。

図表 118 啓発・広報が考えられる事項

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）</li><li>② 収集時期及び収集期間</li><li>③ 住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）</li><li>④ 仮置場の場所及び設置状況</li><li>⑤ ボランティア支援依頼窓口</li><li>⑥ 市への問合せ窓口</li><li>⑦ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止</li></ol> |
|---|

### 3 復旧・復興対策

災害応急対応時に引き続き、被災者に対し啓発・広報を実施する